

市県民税・所得税の申告をしましょう

文化プラザ・ルナホールでの
申告受付は
2月16日(木)～3月15日(木)
午前9時～午後4時

問い合わせ 税務課市民税係(内線171・172)

市県民税・所得税を申告する方

各日程とも○印のある会場でのみ申告受付を実施します。市役所税務課では申告受付を行っていません。
また、公民館など各出先機関で申告を受け付ける日には、文化プラザ・ルナホールでの申告受付は行いませんのでご注意ください。

受付時間 午前9時～午後4時 (多治見税務署は午後5時まで)

申告会場	開催日	2月														3月													
		7	8	9	10	16	17	20	21	22	23	24	27	28	29	1	2	5	6	7	8	9	12	13	14	15			
申告会場	○					○			○		○		○		○														
多治見税務署					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
文化プラザ・ルナホール	年金・還付 の方のみ	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
駄知コミュニティセンター (駄知支所2階)								○	○	○																			
ウエルフェア土岐													○	○	○	○													
鶴里公民館																○													
曾木公民館																	○												

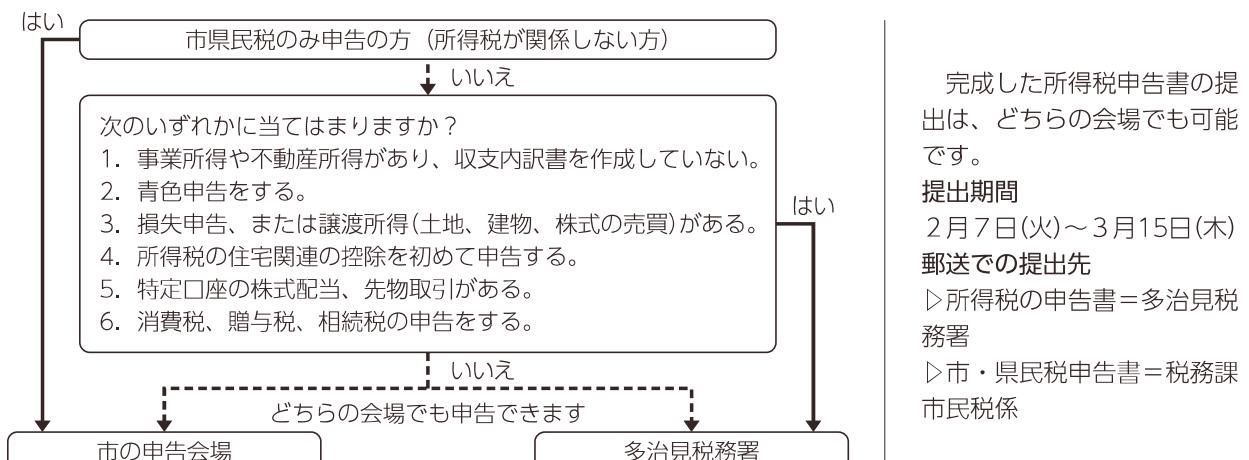
※申告期間中は、特に午前中が大変込み合います。時間にゆとりをもってお越しください。

※混雑の状況により、早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

※日付下の「○」印は土岐市内会場の混雑予測日です。

申告できる会場

申告の種類によっては、受け付けできない会場がありますので、下記のフローチャートに従ってお越しください。



年金・還付申告をする方

確定申告の期間中（2月16日～3月15日）は会場の混雑が予想されますので、下記の日程でお越しください。

公的年金のみを受給している方

⇒ 2月7日(火)～10日(金)

医療費控除、年末調整で控除漏れがあった方、中途退職した方などの還付申告

⇒ 2月9日(木)・10日(金)

申告会場 文化プラザ・ルナホール

一部年金所得者の確定申告が不要になります

平成23年中の公的年金など（主に日本年金機構からの年金および企業年金）の収入金額が400万円以下で公的年金など以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税の確定申告書の提出が不要です。ただし、市県民税の申告は必要ですので、市の申告会場へお越しください。

※計算した結果、所得税の還付を受けることができる場合には、還付を受けるための申告書を提出することができます。

■申告に必要なもの

①市県民税申告書または所得税の確定申告書（申告会場にも有ります）

②印鑑（朱肉を使うもの）

③平成23年中の収入金額の分かるもの＝源泉徴収票（原本）、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など（源泉徴収票は原本を提出していただくため、必要な方は事前にコピーをお取りください）

④所得税が還付になる方は、本人名義の預金通帳

※老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル」（☎0570-05-1165）へ問い合わせてください。

※給与所得者の源泉徴収票の再発行は、勤め先に問い合わせてください。

■各種控除に必要なもの

①社会保険料控除＝支払金額が分かるもの（領収書など）

- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額については、1月下旬に市役所から送付される確定申告用の「お知らせ」をお持ちください。
- ・国民年金保険料の場合は、納付したことを証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（領収証書でも可）が必要です。

②生命保険料控除・地震保険料控除＝保険料控除証明書（支払証明書）

③障害者控除＝身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など

- ・平成23年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、市役所福祉課介護保険係が発行する「障害者控除対象者認定書」をご持参ください。

④医療費控除＝平成23年中に支払った領収書

- ・薬局の領収書は薬品名の記入があること
- ・医療費の明細書（事前に作成しておいてください）
- ・健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるもの
- ・おむつを使用している人は「おむつの領収書」、「おむつ使用証明書」、医療費控除が2年目以降で要介護認定を受けている方は、市長が交付する「おむつ使用の確認書」

寄附金や義援金に関する控除について

災害で被災した県や市町村に直接寄附する場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに義援金として寄附する場合も、「ふるさと納税」として所得税、市県民税の特例控除対象となります。

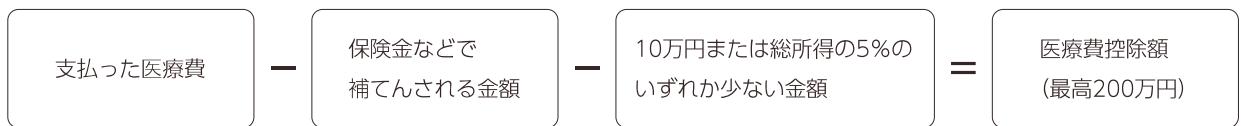
控除に必要な手続き

領収書または義援金が被災地方団体や義援金分配委員会などに拠出されることが分かる書類を確定申告時に添付し、寄附金控除を申告してください。

医療費控除を受ける方へ

1年間に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いた残額が、一定以上（下記参照）ある方が対象です。

- ◆所得が200万円以上の場合 … 医療費（保険金などは差し引く）が10万円以上ある方が該当します。
- ◆所得が200万円未満の場合 … 医療費（保険金などは差し引く）が総所得の5%を超える方が該当します。



扶養控除の見直しについて — 平成24年度から改正されます —

扶養控除の区分	扶養控除見直し前の額		扶養控除見直し後の額		
	所得税	住民税	所得税	住民税	
一般の扶養親族	0～15歳 ①	38万円	33万円	0円	0円
	23～69歳	38万円	33万円	変更なし	
特定扶養親族	16～18歳 ②	63万円	45万円	38万円	33万円
	19～22歳	63万円	45万円	変更なし	

年少扶養親族に対する扶養控除の廃止…①

子ども手当の創設に伴い、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。ただし、市県民税の非課税限度額などの算定に必要ですので、確定申告を提出する場合は、申告書に扶養親族の名前を記入してください。

特定扶養親族(16歳以上19歳未満)の控除額の変更…②

高校の授業料無料化に伴い、特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満のお子さんに係る扶養控除の上乗せ部分（所得税25万円、住民税12万円）が廃止されます。

同居の特別障害者に対する障害者控除額の変更

年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、同居特別障害者の場合の障害者控除の額は23万円を加算し、53万円になります。障害者控除は扶養親族が16歳未満である場合も適用になりますので、必ず申告をしてください（同居の特別障害者の場合、控除額は所得税で40万円から75万円に、住民税は30万円から53万円に変更されます）。

パート収入の非課税限度額（パート収入のみの場合）

◆給与所得は、パート収入から給与所得控除額（最低65万円）を引いた金額です。

◆パート収入が97万円以下の場合は、市県民税は課税されません。また、103万円以下であれば、その人の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入金額	本人の課税		夫・妻の所得から	
	所得税	住民税	配偶者控除	配偶者特別控除
97万円以下(所得32万円以下)			○	
97万円超(所得32万円超)～103万円以下(所得38万円以下)		●	○	
103万円超(所得38万円超)～141万円未満(所得76万円未満)	●	●		○
141万円以上(所得76万円以上)	●	●		

課税対象 ⇌ ●

控除対象 ⇌ ○

住宅借入金等特別控除（所得税の住宅ローン控除）

申告会場は多治見税務署です

対象 住宅ローンなどをを利用してマイホームの新築や購入、増改築などをした方（一定の要件があります）。

※住宅借入金等特別控除を受ける方は、住民票の写し・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書の写し・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書などが必要です。

※住宅借入金等特別控除の2年目以降の申告は、市の申告会場でも受け付けできます。

■市県民税の住宅ローン控除

対象 ①平成11年～平成18年、平成21年～平成25年までに入居した方

②確定申告、年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをした方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある方

※所得税の住宅ローン控除を受けている場合、別途市県民税の住宅ローン控除の手続きは必要ありません。

※平成19年～20年に入居した方は、特例で所得税の控除期間を15年に延長しているため、市県民税の控除はありません。

多治見税務署からのお知らせ

問い合わせ 多治見税務署個人課税部門（☎②0101・代表）多治見市白山町1-29-1

代表番号は自動音声により案内していますので、「2」を選択してください。

確定申告期間中は電話が大変つながりにくくなることが予想されますので、あらかじめご了承ください。

■平成23年分の所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告

平成24年2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

*申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時までにお越しください。

*駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

■災害減免・雑損控除の申告について

震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害を受けた方は、災害減免や雑損控除の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

■税理士による無料税務相談所

期 日 2月16日(木)～2月29日(水) 土・日曜日を除く、午前9時30分～午後4時

場 所 多治見税務署・確定申告会場内

対象者 ①平成22年分の所得金額が300万円以下の方 ②平成23年分の消費税の基準期間（平成21年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方 ③給与所得者および年金受給者の方

確定申告により納付すべき税額がある場合、申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありませんのでご注意ください。なお、納税には、安心で便利な振替納税をぜひご利用ください。

申告書の提出は多治見税務署へ郵送または国税電子申告・納税システム（e-Tax）でも可能です。
所得税の確定申告書の作成や税金の相談などは、国税庁ホームページをご利用ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>